

## 医療機関の皆様へ

自立支援法施行に伴う精神障害者通院医療費制度の更新事務にご協力いただきありがとうございます。更新申請に関わる医療機関の事務の取り扱いについて、一部変更がございましたので、お知らせいたします。

### 診断書の作成について

東京都としては、受診者の利便性を考慮し、平成18年4月から平成19年3月末までの有効期間をお持ちの場合には、法改正に伴うみなし認定受付期間に診断書を添付することで、平成18年4月から現在をお持ちの有効期間（みなし認定期間）に加えて1年の本則支給認定を行うこととしておりますが、医療機関における診断書の作成について、負担軽減を図るために、以下の取り扱いを行います。

#### (1) 診断書作成の軽減

原則として、受診者が現在所持している患者票の有効期間が平成19年3月末までの方については、平成18年3月末までに診断書を提出してください。

診断書については、自立支援医療制度の診断書に前回申請時の診断書の写しを添付して申請することも可能です。前回と同様の内容で、変更のない事項については「別紙参照」と記入してください。

精神障害者保健福祉手帳の診断書では対応できません。

「患者氏名・住所等」、「医療機関名・医師氏名等」、「3 現在までの病状、状態像等」及び「4 3の病状、状態像等の具体的程度、症状等」の前回の診断書の内容と特に変わっていることについては必ず記入してください。

前回申請時の診断書の写しは、2枚（東京都送付用、区市町村控え）を添付してください。

#### (2) 診断書提出の猶予

(1)の対応を行ってもなお、診断書の提出が困難な場合においては、18年10月以降の有効期間の患者票をお持ちの受診者の方は、診断書を添付しないことも可能です。

「重度かつ継続」を申請する必要がある場合に限り、「意見書」を添付して申請してください。

有効期間が18年10月以降の分において、診断書が添付されていない場合でも、例外ルールを適用して、「みなし期間」と「本則支給認定1年」の受給者証を発行します。

この際、必ず「〇月〇日までに診断書を提出します。〇〇病院（診療所） 〇〇」と記載した文書を2枚（東京都送付用、区市町村控え）添付してください。

この取り扱いは、「本則支給認定」のみなし認定としますので、本則支給認定期間の開始前（みなし更新期間中）に、医療機関から必ず診断書を提出してください。

この診断書は区市町村に提出してください。郵送での提出も可能です。

診断書の提出がなかった場合には、本則支給認定は非認定となり、みなし更新期間をもって有効期間は終了します。

非認定の通知は、本人、医療機関、区市町村に行います。

この場合において、改めて提出する診断書は、(1)の取り扱いは行わず、自立支援医療制度の診断書に必要事項を全て記載してください。

平成18年4月有効期間までの患者票をお持ちの受診者の方については、この取り扱いは適用されず、必ず診断書の添付が必要です。